

いわゆるタンス株の特定口座への受入れに係る
Q & A

平成 15 年 5 月

日本証券業協会

目次

【タンス株の特定口座への受入れ制度の概要について】.....	1
Q 1 平成15年度税制改正で、いわゆる「タンス株」を特定口座に受入れられるようになったと聞きましたが、その概要について教えてください。	
Q 2 「タンス株」とは、具体的にはどういったものですか。	
Q 3 タンス株を特定口座へ受入れる際の手続きについて教えてください。	
Q 4 確認書類とは、具体的にはどういったものですか。	
Q 5 確認書類を提出しない場合は、平成13年9月30日を取得の日とし、同年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基に計算された価額が取得価額となるそうですが、この場合「取得費の特例」の適用条件と同様に、平成13年9月30日より前に取得している必要がありますか。	
Q 6 タンス株の特定口座への受入れ期間中であれば、いつでも特定口座に入れられますか。	
Q 7 購入額1,000万円までの非課税特例を利用する目的で購入した上場株式等をタンス株として特定口座に入れられますか。	
【確認書類について】.....	4
Q 8 同一銘柄について、確認書類を複数持っています。タンス株として特定口座に入れる際の決まりはありますか。	
Q 9 確認書類に有効期限のようなものはありますか。	
Q 10 結婚に伴い姓が変わり、確認書類に記載されている姓と違います。この場合、旧姓で記載されている確認書類は使えますか。	
Q 11 確認書類は、特定口座を開設する証券会社以外の他の証券会社から交付されたものも認められますか。	
Q 12 確認書類には、取得単価が記載されているだけですが、「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。	
Q 13 メール送信やホームページ表示など電磁的方法により交付された取引報告書は確認書類として認められますか。	
Q 14 確認書類は、正本（原本）しか認められないのですか。	
Q 15 確認書類のうち、日記帳等について、詳しく教えてください。	
Q 16 確認書類があっても、その書類に基づいてタンス株を特定口座に入れてもらえないことがあるようですが、それはどのような場合ですか。	
Q 17 株券を証券会社に保護預かりのうえ保管振替機構に再寄託しています。この場合、タンス株を特定口座に入れられますか。	
【証券会社における取得の日・取得価額に関する実務的な取扱い】.....	7
Q 18 タンス株を購入した後に、株式分割、会社合併、株式交換などが行われました。取得価額はどのように修正されますか。	
Q 19 会社合併、会社分割、株式交換などにより、確認書類に記載されている銘柄名とタンス株として持ち込んだ銘柄名が異なります。この場合でも、特定口座に入れてもらえますか。	

- Q 2 0 タンス株として持ち込んだ実際の株数（例えば、2,000株）よりも、確認書類に記載されている株数（例えば、1,000株）の方が少ない場合、1,000株分しか、特定口座に入れられないのですか。
- Q 2 1 タンス株として持ち込んだ実際の株数（例えば、2,000株）よりも、株数の記載の多い確認書類（5,000株分）を証券会社に持ち込んで、特定口座に入れてもらいました。その後、同一銘柄（2,000株）を、同じ証券会社に持込みましたが、前回提出した確認書類の残り枠（3,000株分）を利用して、特定口座に入れられますか。
- Q 2 2 取引報告書を確認書類として、タンス株を特定口座に入れたのですが、その後、その発行会社が株式分割を行いました。特定口座に入れた株を保管振替機構に再寄託していなかったため、分割新株が自宅に送付されてきました。タンス株を特定口座に入れたときの確認書類（取引報告書）をもって分割新株をその特定口座に入れたいのですが、可能でしょうか。
- Q 2 3 タンス株を証券会社に持ち込もうと思いますが、他人名義の株券です。自分の名義に書き換えた後に、証券会社に持ち込めば、その名義書換の日を取得の日としてもらえますか。
- Q 2 4 これまで証券会社に保護預かり（保管振替機構に再寄託）をしていましたが、今回、株券を引き出したところ、私の名義ではない株券が届きました。私は、証券会社に保護預かりをする前の本人名義の株券の写しを保管していますが、この株券の写しは特定口座に入れるための確認書類として認められますか。
- Q 2 5 株券の裏面に私の氏名が記載されていますが、前所有者の氏名は記載されていません。このような株券の写しは、確認書類として認められますか。
- Q 2 6 相続、贈与または遺贈により取得したタンス株は、特定口座に入れられますか。また、被相続人や贈与者が取得したときの確認書類がある場合、その書類を確認書類として使用することはできますか。
- Q 2 7 確認書類を提出しない場合には、取得の日は平成13年9月30日、取得価額は平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基礎として計算された金額になるとのことですが、複数の証券取引所に重複上場している場合にはどうなりますか。
- Q 2 8 取得の日において、市場価格に終値がありませんでした。この場合、取得価額はどうなりますか。
- Q 2 9 株券をタンス株として証券会社に持込みたいのですが、株券の名義書換日の市場価格よりも平成13年10月1日の市場価格の終値の80%の方が高いです。この場合でも名義書換日の市場価格になってしまうのですか。
- Q 3 0 タンス株を特定口座に入れた後の譲渡損益の計算はどのようになりますか。

【その他の取扱いについて】 12

- Q 3 1 株券の名義書換日を取得の日となる場合は、名義書換日の終値を基に取得価額が計算されると聞きましたが、購入時の委託手数料等も見込み金額で入れてもらえますか。
- Q 3 2 現在、証券会社に上場株式等を保護預かりしておりますが、タンス株として特定口座に入れる場合の手続きを教えてください。

- Q 3 3 現在、特定口座に入れられている上場株式等は、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額で管理されております。一旦引き出して、タンス株として、実際の取得価額で特定口座に入れたいのですが、その手続きを教えてください。
- Q 3 4 平成13年10月1日より後に株式公開された株式を現在所有していません。取得した時は、非上場株式でした。この場合、タンス株として特定口座に入れる場合、どうなりますか。
- Q 3 5 私は、平成14年4月1日に上場会社A社の株式を取得しました。A社は同年12月1日で上場会社のB社と合併し、B社の新株券が送られてきました。確認書類がないことから、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%の価額を利用したいのですが、合併会社であるB社、被合併会社であるA社のどちらの終値によることとなりますか。
- Q 3 6 信用取引で買建ていたものを現引きして、現在、手許にその上場株式を所有しています。タンス株として特定口座に入れる場合、当時の買建て時または現引き時に証券会社から交付された書類は、確認書類として認めてもらえますか。
- Q 3 7 従業員持株会からの退会または一部引出しの際に持株会の事務局から交付される書類は、タンス株の特定口座への受入れのための取得の日・取得に要した金額を証する書類として認められますか。
- Q 3 8 株式累積投資により購入し、単元株になった上場株式をタンス株として保管しています。証券会社から交付された書類には、単元に達して保護預かり口座に移管された日と株式累積投資による平均購入単価が記載されていますが、確認書類として認められますか。
- Q 3 9 相互会社から株式会社に組織変更された生命保険会社より、新株割当て通知が送られてきました。そこには、組織変更日、割当株式数、新規上場の際の売価額などが記載されていますが、特定口座に入れる確認書類として認められますか。
- Q 4 0 E B 債の償還に伴い取得した上場株式等について償還の際の書類があれば、その書類により、タンス株として特定口座に入れることはできますか。
- Q 4 1 個別株オプション取引の権利行使・義務履行に伴い取得した上場株式等について、権利行使等の際の書類があればその書類により、タンス株として特定口座に入れることはできますか。
- Q 4 2 私は、税制非適格ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を保有しております。これもタンス株として、権利行使日または取得の日により特定口座へ入れられますか。
- Q 4 3 私は、擬似ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を保有しております。これもタンス株として、権利行使日または取得の日により特定口座へ入れられますか。
- Q 4 4 発行会社に登録されている端株または単元未満株は、特定口座に受入れることは可能ですか。
- Q 4 5 タンス株の特定口座への申込みから、特定口座に入るまでの期間は、実際にどれくらいかかりますか。
- Q 4 6 タンス株の特定口座への受入れは平成16年12月末までと聞きました。実際には、いつまで申込みが可能ですか。

いわゆるタンス株の特定口座への受入れに係るQ & A

平成15年 5月

【タンス株の特定口座への受入れ制度の概要について】

Q1. 平成15年度税制改正で、いわゆる「タンス株」を特定口座に受入れられるようになったと聞きましたが、その概要について教えてください。

これまでの特定口座制度では、お客様が現在、本券でお持ちの上場株式等や平成13年10月1日以後に証券会社に持ち込まれ、現在、保護預かりとなっている上場株式等を特定口座に入れることができませんでした。しかし、平成15年度税制改正において、個人の株式投資の促進及び特定口座制度の円滑な普及の観点から、このような上場株式等（いわゆるタンス株）についても「特例上場株式等」として、平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、取得の日及び取得に要した金額を証する一定の書類の提出があった場合には、その取得の日及びその金額を基に計算された取得価額で、取得の日を証する一定の書類があった場合には、その取得の日及びその取得の日の市場価格の終値を基に計算された取得価額で、及び 以外の場合には、平成13年9月30日を取得の日とし、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額で、特定口座に入れることができるようになりました。

(注) 、及び の取得価額は、その取得の日とされた日以後に発生した株式分割、合併、株式交換等の権利修正をした後の価額となります。

Q2. 「タンス株」とは、具体的にはどういったものですか。

タンス株とは、基本的にはお客様が手許に本券でお持ちの上場株式等をいいます。ただし、証券会社に保護預かりされていた上場株式等や、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額で特定口座に入れられている上場株式等についても、一旦、引き出されていれば、タンス株に該当することとなります。

また、タンス株の対象は、特定口座制度において特定口座に受入可能な上場株式等と同じです。

Q 3 . タンス株を特定口座へ受入れる際の手続きについて教えてください。

お客様が証券会社にタンス株を持参（注1）の上、「特例上場株式等保管委託依頼書」（注2）に、当該タンス株の種類、銘柄、数、取得の日及び取得価額等の必要事項を記載し、取得の日・取得に要した金額を証する一定の書類（以下、「確認書類」といいます。）を提出しない場合を除き、確認書類を添付して、証券会社に提出していただきます。証券会社では、お客様から提出された「特例上場株式等保管委託依頼書」に記載された取得の日及び取得価額を確認します。その際、取得の日以後に、株式分割等の権利修正が生じていれば、取得価額の調整計算を行います。なお、証券会社では、税法上、確認書類の正本（原本）をいただくこととなります（顧客勘定元帳等、日記帳等及び株券は、その写し（コピー）を提出してもよいこととされています。）。

（注1）現在、証券会社に保護預かりされている上場株式等が一旦引き出され、直ちにタンス株として当該証券会社に開設されている特定口座に入れられる場合には、株券の持参は不要です。

（注2）「特例上場株式等保管委託依頼書」は、証券会社においてご用意しております。

Q 4 . 確認書類とは、具体的にはどういったものですか。

確認書類には、取得の日及び取得に要した金額を証する書類と、取得の日を証する書類の2つに区分されております。

まず、取得の日及び取得に要した金額を証する書類とは、その上場株式等の取得時に証券会社から交付を受けた取引報告書や受渡計算書、定期的に交付を受けた月次残高報告書、取引残高報告書、お客様の求めに応じて証券会社が交付した顧客勘定元帳の写し、お客様自身が記録した取得当時の日記帳等です。これらの書類を提出した場合には、書類に記載されている取得の日及び取得に要した金額を基に計算された取得価額（注1）で特定口座に入れられることとなります。

また、取得の日を証する書類とは、株券の写し、発行会社または名義書換代理人（信託銀行、証券代行会社）が株主に対して発行した取得の日を証明する書類等です。これらの書類を提出した場合には、株券の名義書換日（注2）または証明された取得の日が取得の日となり、取得価額は、その取得の日の市場価格の終値を基に計算された取得価額（注1）となります。

別紙に、確認書類の一覧表がありますので、ご確認ください。なお、特定口座から上場株式等が引き出される際に証券会社から交付される払出通知書は、確認書類になっておりませんので、ご注意ください。

(注1) 書類に記載されている取得に要した金額または取得の日の市場価格の終値を基礎として、株式分割等の権利処理により修正された価額が取得価額となります。

(注2) 本人名義の株券を保管振替機構に再寄託した場合、発行会社から発行される取得日の証明書には、当初の名義書換日と保管振替機構に再寄託後、最初に実質株主通知がなされた日の両方が記載されていますが、この場合には、当初の名義書換日とその取得の日となります。

Q5 . 確認書類を提出しない場合は、平成13年9月30日を取得の日とし、同年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基に計算された価額が取得価額となるそうですが、この場合「取得費の特例」の適用条件と同様に、平成13年9月30日より前に取得している必要がありますか。

お客様が確認書類を提出されない場合は、平成13年9月30日を取得の日とし、同年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基礎に、平成13年10月1日以後の株式分割等の権利修正を行った価額を取得価額として特定口座に入れられます。この場合、「取得費の特例」の適用条件とは異なり、平成13年9月30日より前から取得している必要はありません。

Q6 . タンス株の特定口座への受入れ期間中であれば、いつでも特定口座に入れられますか。

基本的に、受入れ期間中(平成15年4月1日~平成16年12月31日)であれば、いつでも、また、何回かに分けてタンス株を特定口座へ入れることができます。ただし、証券会社によっては、受入れ事務の都合等により、受入れに時間を要する場合や期限を前倒しにする場合もありますので、念のため、お取引先の証券会社にご確認ください。

(注) 証券会社に保護預かりされている上場株式等を特定口座を開設するときに移管できる措置は平成15年12月末までとなっておりますが、タンス株となれば、平成16年12月末まで、特定口座に入れることが可能となります。

Q7 . 購入額1,000万円までの非課税特例を利用する目的で購入した上場株式等をタンス株として特定口座に入れられますか。

購入額1,000万円までの非課税特例を利用する目的で購入した上場株式等を、タンス株として特定口座に入れることも可能です。ただし、源泉徴収選択口座(源泉徴収ありの特定口座)を通じてその上場株式等を売却した場合には、非課税の特例を受けられませんので、ご注意ください。

(注) 購入額1,000万円までの非課税特例は、平成13年11月30日から平成14年12月末までの間に証券会社等を通じて購入した上場株式等を平成17年から19年までの3年間に売却した場合において、選択申告書を税務署長に提出することにより、その購入額が1,000万円までの上場株式等に係る売却益が非課税となる制度です。なお、選択申告書を提出する際には、購入時の取引報告書または取引残高報告書等の取得対価の額を証する書類の添付が必要となりますので、あらかじめ、写し(コピー)をお取りください。

【確認書類について】

Q 8 . 同一銘柄について、確認書類を複数持っています。タンス株として特定口座に入れる際の決まりはありますか。

証券会社は、お客様から提出される確認書類及び「特例上場株式等保管委託依頼書」により、タンス株の受入れの手続きを行うこととなります。その際に、どの確認書類を提出されるかは、最終的にはお客様ご自身で判断していただくこととなります。

Q 9 . 確認書類に有効期限のようなものはありますか。

有効期限は特にありませんので、古い書類でも問題ありません。

ただし、特定口座に受け入れるに際しては、確認書類に記載されている取得に要した金額をその取得の日より後に発生した株式分割等の事由により調整することとなりますので、株式分割等の権利修正データの有無により古い確認書類をご利用になれない場合がございます。詳しくは、お取引先の証券会社にご確認ください。

Q 10 . 結婚に伴い姓が変わり、確認書類に記載されている姓と違います。この場合、旧姓で記載されている確認書類は使えますか。

基本的には使用できますが、場合によっては、証券会社では、その確認書類がご本人のものかどうかを戸籍抄本等により確認させていただきます。

Q 1 1 . 確認書類は、特定口座を開設する証券会社以外の他の証券会社から交付されたものも認められますか。

お客様の氏名、取得に要した金額、取得年月日、銘柄、数など、確認書類として求められている記載があれば、他の証券会社から交付されたものも確認書類として認められます。

Q 1 2 . 確認書類には、取得単価が記載されているだけですが、「取得に要した金額」として扱ってもらえますか。

取得単価だけの記載でも結構です。証券会社では、その単価に基づいて、取得価額を算定します（購入時の手数料等は含まれません。）

Q 1 3 . メール送信やホームページ表示など電磁的方法により交付された取引報告書は確認書類として認められますか。

認められます。ただし、電磁的方法により交付された取引報告書であっても、お客様の氏名、取得の日、取得価額、銘柄及び数量のほか、取引報告書を作成した証券会社の名称が判別できるものであることが必要です。

Q 1 4 . 確認書類は、正本（原本）しか認められないのですか。

税法上、お客様は正本（原本）を提出していただき、証券会社がそれを保存することとされております。ただし、株券や顧客勘定元帳、日記帳など（注）の場合には写し（コピー）の提出でも結構です。

（注）日記帳など、お客様が購入当時に記録したものの写し（コピー）を確認書類として提出される場合には、お客様の氏名、住所の記載及び押印が必要となります。また、確認のため、その日記帳などの正本（原本）も、併せて証券会社にご提示いただく必要があります。なお、確定申告等で、将来、必要となる場合も考えられますので、確認書類については、あらかじめ、コピーをお取りください。

Q15 . 確認書類のうち、日記帳等について、詳しく教えてください。

今回、タンス株を特定口座へ入れるための制度の創設に当たり、過去に証券会社等から交付された確認書類を処分・紛失されたお客様がおられることを想定し、お客様が購入当時に記録した日記帳や雑記帳などについても、確認書類として認められることとなりました。これらの書類の具体的な名称や様式などについては、具体的な制約はありません。ただし、少なくとも、取得当時において、取得に要した金額（または取得単価）、取得年月日、銘柄及び数が記載されている必要があります。

Q16 . 確認書類があっても、その書類に基づいてタンス株を特定口座に入れてもらえないことがあるようですが、それはどのような場合ですか。

特定口座の管理を行う証券会社は、タンス株についても、税法上、確認書類についての確認を行い、正しい取得の日及び取得価額で特定口座に受入れなければならないこととされています。

このため、例えば、確認書類に記載されている取得の日や取得に要した金額について、証券会社の窓口で、正しくないものであると判定された場合には、その確認書類によるタンス株の特定口座への受入れをお断りいたしますのでご留意ください。

なお、この場合でも、そのタンス株が平成13年10月1日に上場されているものであれば、平成13年9月30日を取得の日、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基礎として計算された金額を取得価額として、特定口座に入れることができます。

Q17 株券を証券会社に保護預かりのうえ保管振替機構に再寄託しています。この場合、タンス株を特定口座に入れられますか。

お手許に株券がない場合でも、タンス株として、特定口座に入れられます。この場合、一旦、保管振替機構から実際に券面を引き出すことになると、手間と時間がかかることから、証券会社では、お客様が提出される依頼書に基づき簡易な出入庫の処理を行うことにより、特定口座へ入れる手続きをとります。また、その際に、確認書類を提出していただければ、その確認書類に記載されている取得の日及び取得に要した金額により、特定口座へ入れることができます。

【証券会社における取得の日・取得価額に関する実務的な取扱い】

Q18．タンス株を購入した後に、株式分割、会社合併、株式交換などが行われました。取得価額はどのように修正されますか。

一般に、株式等の取得後に、株式分割、会社合併、株式交換等などの権利修正に関する事由が生じた場合には、取得価額は、権利修正の比率に応じて、調整されることとなります。タンス株についても同様の取扱いとなることから、特定口座に入れる際には、取得価額が調整されることとなります（お客様ご自身で取得価額の調整をする必要はありません。）

なお、会社合併、株式交換・移転、会社分割の場合には、会社名が変更されている場合もありますが、取得の日から引き続き所有されていれば、当初の取得の日で特定口座に入れられることができます。

Q19．会社合併、会社分割、株式交換などにより、確認書類に記載されている銘柄名とタンス株として持ち込んだ銘柄名が異なります。この場合でも、特定口座に入れてもらえますか。

会社合併、会社分割、株式交換などがあった場合は、当然、確認書類に記載されている銘柄名と持ち込んだタンス株の銘柄名が異なる場合もあると思われませんが、証券会社では、会社合併、会社分割または株式交換等の後の銘柄名及び調整後の取得価額にて特定口座に入れることとなります（取得の日は、確認書類に記載されている取得の日となります）

なお、「特例上場株式等保管委託依頼書」には、会社合併、会社分割または株式交換等の前後の銘柄名を併せて記載していただくこととなります。

Q20．タンス株として持ち込んだ実際の株数（例えば、2,000株）よりも、確認書類に記載されている株数（例えば、1,000株）の方が少ない場合、1,000株分しか、特定口座に入れられないのですか。

確認書類に記載されている取得の日以後、その銘柄について株式分割等の権利修正が生じていた場合には、その権利修正により増加した株式数分までは、特定口座に入れることができます。ただし、権利修正分を超える株数については、この限りではありません。

(事例)

平成10年1月 1,000株 @1,000円(取得価額は1,000,000円)

平成11年1月 1対1.5の株式分割

平成15年4月 タンス株の特定口座への申込み

(注)取得時の手数料等は考慮しておりません。

事例では、取得後に1対1.5の株式分割が行われていることから、平成10年1月の1,000株分の確認書類で株式分割後の1,500株を特定口座に入れることができます。(取得に要した金額は、株式分割後は、1,500株に対して1,000,000円(取得単価は、@667円(注))となります。)ただし、1,500株を超える分については、他に確認書類があれば、その書類に基づく取得の日及び取得価額により、特定口座に入れられます。なお、お客様が確認書類を提出されない場合には、取得の日は13年9月30日、取得価額は平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基礎として計算された価額となります。

(注)1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げます。

Q21. タンス株として持ち込んだ実際の株数(例えば、2,000株)よりも、株数の記載の多い確認書類(5,000株分)を証券会社に持ち込んで、特定口座に入れてもらいました。その後、同一銘柄(2,000株)を、同じ証券会社に持込みましたが、前回提出した確認書類の残り枠(3,000株分)を利用して、特定口座に入れられますか。

基本的には、前回提出した確認書類において、使い切っていない株数分(いわゆる残り枠)があれば、その確認書類を利用することも可能ですが、確認に時間がかかる場合もありますので、できるだけ一度で特定口座に入れることをお勧めします。

Q22. 取引報告書を確認書類として、タンス株を特定口座に入れたのですが、その後、その発行会社が株式分割を行いました。特定口座に入れた株を保管振替機構に再寄託していなかったため、分割新株が自宅に送付されてきました。タンス株を特定口座に入れたときの確認書類(取引報告書)をもって分割新株をその特定口座に入れたいのですが、可能でしょうか。

基本的には、前回提出した確認書類に係るタンス株の分割新株であることが明らかであれば、その確認書類を利用して特定口座に入れることが可能です。

Q 2 3 . タンス株を証券会社に持ち込もうと思いますが、他人名義の株券です。自分の名義に書き換えた後に、証券会社に持ち込めば、その名義書換の日を取得の日としてもらえますか。

相続・贈与等で取得した場合を除き、他人名義株券の写しを確認書類とすることはできません。このため、他人名義株券を本人名義株券に名義書換した後に、確認書類として株券の写しを利用することとなりますが、平成15年3月31日までに名義書換された株券しか税法上認められておりませんので、ご注意ください。

なお、税法上は、株券の写し以外にも他の確認書類が認められております。

Q 2 4 . これまで証券会社に保護預かり（保管振替機構に再寄託）をしていましたが、今回、株券を引き出したところ、私の名義ではない株券が届きました。私は、証券会社に保護預かりをする前の本人名義の株券の写しを保管していますが、この株券の写しは特定口座に入れるための確認書類として認められますか。

本人名義の株券の写しであれば、確認書類として認められます。ただし、平成15年3月31日までに本人名義に名義書換されているものに限られます。

Q 2 5 . 株券の裏面に私の氏名が記載されていますが、前所有者の氏名は記載されていません。このような株券の写しは、確認書類として認められますか。

単元の変更、第三者割当増資などによって、新しく交付された株券の裏面には、前所有者の氏名の記載がありません。このような場合は、名義書換とは異なりますから株券の写しを確認書類とすることはできません。

従って、この場合には、取得の日及び取得に要した金額が確認できる書類、または、株券の写し以外の取得の日が確認できる書類が確認書類となります。

なお、お客様が確認書類を提出されない場合には、平成13年9月30日を取得の日とし、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を取得価額として特定口座に受入れることとなります。

(注) 時価発行増資の場合には、一般に新株券の裏面に引受証券会社の名義が最初に記載されることとなります。このため、本人名義に書換えられていれば、その株券の写しは、確認書類として利用できます。

Q 2 6 . 相続、贈与または遺贈により取得したタンス株は、特定口座に入れますか。また、被相続人や贈与者が取得したときの確認書類がある場合、その書類を確認書類として使用することはできますか。

被相続人、贈与者または包括遺贈者が取得したときの確認書類と併せて、相続、贈与または遺贈により取得したことを証明する書類（例えば遺産分割協議書、贈与契約書、遺贈に係る遺言書など）を提出することにより、確認書類に記載された被相続人、贈与者または包括遺贈者の取得の日及び取得に要した金額を基礎として計算された取得価額により、特定口座に入れることが可能です（この場合、タンス株の申込み時に自分の名義に書換済みかどうかは問われません。）。

また、相続、贈与または遺贈を受けた場合であっても、相続、贈与または遺贈により取得したことを証明する書類の提出がない場合で、お客様ご本人に名義書換えがされていたときには、株券におけるご本人の名義書換日を取得の日とし、その日の市場価格の終値を基礎として計算された金額を取得価額とすることになります（ただし、平成15年3月31日までに名義書換済みのものに限ります。）。

Q 2 7 . 確認書類を提出しない場合には、取得の日は平成13年9月30日、取得価額は平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基礎として計算された金額になるとのことですが、複数の証券取引所に重複上場している場合にはどうなりますか。

複数の証券取引所に重複して上場されている上場株式等の市場価格の特定の手順は以下のとおりとなります。

複数の証券取引所において、それぞれ平成13年10月1日の最終の売買価格(終値)がある場合は、その価格のうち一番高い価格となります。

複数の証券取引所において、平成13年10月1日の最終の売買価格(終値)がない場合で、複数の証券取引所において、それぞれ同日に気配相場の価格がある場合には、その価格のうち一番高い価格

複数の証券取引所において、平成13年10月1日の最終の売買価格(終値)及び気配相場の価格のいずれもない場合には、最終の売買価格または気配相場の価格がある日まで遡及し、及び の手順により特定された価格

(注)上記の手順により特定された価格に対して80%を乗じて計算された金額につき、1円未満の端数が生じる場合には、その端数を切り上げます。

Q 2 8 . 取得の日において、市場価格に終値がありませんでした。この場合、取得価額はどのようにですか。

証券会社では、取得の日の市場価格をチェックし、その日の終値を基に計算された取得価額で特定口座に入れることとなります。ただし、その日に終値がなく、気配値だけの場合、または、気配値がない場合などにおいては、前問の複数の証券取引所に重複上場している場合に準じた一定の方法に従って、取得価額が特定されることとなります。

(注) なお、過去、JASDAQ銘柄については、終値が公表されていない時期がありますが、その場合には、その日の売買価格(高値と安値の平均値)により、取得価額が特定されることとなります(その日に売買価格がなく気配値だけの場合、または、気配値がない場合などにおいては、前問の複数の証券取引所に重複上場している場合に準じた一定の方法に従って、取得価額が特定されることとなります。)

Q 2 9 . 株券をタンス株として証券会社に持込みたいのですが、株券の名義書換日の市場価格よりも平成13年10月1日の市場価格の終値の80%の方が高いです。この場合でも名義書換日の市場価格になってしまうのですか。

お客様の選択により、確認書類(この場合、株券の写し)を提出しないときには、平成13年9月30日を取得の日、同年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を基礎として計算された金額で、特定口座に入れることができます。

Q 3 0 . タンス株を特定口座に入れた後の譲渡損益の計算はどのようにになりますか。

証券会社では、タンス株を特定口座へ入れる際、確認書類に基づいて、取得の日及び取得に要した金額を確認いたします。この場合、取得価額については、取得の日以後、株式分割等の権利修正があれば、調整後の取得価額により特定口座に入れられることとなります。

また、既に同一銘柄が特定口座に入っている場合は、取得価額は再計算(総平均)されることとなります。この場合、タンス株として、古い取得の日により特定口座に入ることもありますが、タンス株を入れるまでの間の特定口座における譲渡損益の再計算は行われませんこととなります。

【その他の取扱いについて】

Q 3 1 . 株券の名義書換日が取得の日となる場合は、名義書換日の終値を基に取得価額が計算されると聞きましたが、購入時の委託手数料等も見込み金額で入れてもらえますか。

株券の写しなどの取得の日を証する書類を確認書類として提出いただく場合には、その確認書類に取得に要した金額に関する記載がないため、証券会社は購入時における委託手数料等を確認することができません。このため、この委託手数料等については、特定口座に入れるタンス株の取得価額に含まれないこととなります。

Q 3 2 . 現在、証券会社に上場株式等を保護預かりしておりますが、タンス株として特定口座に入れる場合の手続きを教えてください。

タンス株はお客様が自ら保管しているものとなりますので、証券会社に保護預かりしている上場株式等はそのままではタンス株とはなりません。しかし、「特例上場株式等保管委託依頼書兼特例上場株式等にするための保護預かり上場株式等に係る出庫依頼書」(注)を証券会社に提出していただくことにより、特定口座に入れられます。

(注) お客様に株券を戻すことなく保護預かりしている株券を一旦引き出してタンス株にするとともに、このタンス株を特定口座へ移管することを依頼する書類です。なお、「特例上場株式等保管委託依頼書兼特例上場株式等にするための保護預かり上場株式等に係る出庫依頼書」は、証券会社においてご用意しております。

Q 3 3 . 現在、特定口座に入れられている上場株式等は、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額で管理されております。一旦引き出して、タンス株として、実際の取得価額で特定口座に入れたいのですが、その手続きを教えてください。

特定口座に入れられている上場株式等についても、証券会社に保護預かりされていますので、そのままではタンス株とはなりません。このため、お客様は、「特例上場株式等保管委託依頼書兼特例上場株式等にするための保護預かり上場株式等に係る出庫依頼書」を、確認書類とともに証券会社に提出していただくことにより、特定口座に入れられます。

ただし、特定口座に入れられている上場株式等を一旦引き出す際には、税法上、証券会社から特定口座内保管上場株式等払出通知書（特定口座で管理されていた取得の日・取得価額等を記載した書類）が交付されることとなりますが、お客様の同意に基づき、その交付を省略させていただきます。

Q34．平成13年10月1日より後に株式公開された株式を現在所有しています。取得した時は、非上場株式でした。この場合、タンス株として特定口座に入れる場合、どうなりますか。

平成13年10月1日において非上場であれば、当日の市場価格が存在しないことから、同日の終値の80%の価額を用いることはできません。また、名義書換日が上場される日の前であれば、名義書換日の市場価格によることもできません。このため、他の確認書類（お客様の氏名、払込金額、払込年月日、銘柄、数の記載されている書類に限る）や、取得当時にお客様が作成した日記帳などに記載された取得の日及び取得価額（権利修正後の取得価額）により、特定口座に入れられることとなります。

Q35．私は、平成14年4月1日に上場会社A社の株式を取得しました。A社は同年12月1日で上場会社のB社と合併し、B社の新株券が送られてきました。確認書類がないことから、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%の価額を利用したいのですが、合併会社であるB社、被合併会社であるA社のどちらの終値によることとなりますか。

タンス株で受入れる場合の平成13年9月30日を取得の日とし、平成13年10月1日の市場価格の終値の80%相当額を取得価額とする取扱いは、実際に、平成13年9月30日現在で保有している必要はありません。このため、取得の日が13年10月1日以後であっても、この取扱いは利用できます。

なお、上記の件については、基本的にはA社の平成13年10月1日の市場価格の80%相当額を基礎として会社合併等の調整計算した価額で特定口座に入れることとなりますが、従前にA社の株式を所有していたことが確認（書面での確認までは要しません）できない場合には、実際にタンス株として入れられることとなるB社の10月1日の終値の80%相当額を基礎として会社合併等の調整計算を行い、取得価額を計算していただくこととなります。

Q 3 6 . 信用取引で買建てていたものを現引きして、現在、手許にその上場株式を所有しています。タンス株として特定口座に入れる場合、当時の買建て時または現引き時に証券会社から交付された書類は、確認書類として認められますか。

信用取引においては、買建て時及び現引き時のいずれの場合にも、証券会社から、その取引の内容を証する書類が交付されております。その書類において、銘柄、株数、取得の日及び取得に要した金額が記載されていれば、確認書類として認められます（現引きした場合でも、取得の日は買建てた日となります）。

Q 3 7 . 従業員持株会からの退会または一部引出しの際に持株会の事務局から交付される書類は、タンス株の特定口座への受入れのための取得の日・取得に要した金額を証する書類として認められますか。

従業員持株会の事務局から従業員に交付される書類には、投資報告書（6ヶ月などの頻度により定期的に交付される書類）や精算書（退会または一部引出しの際に交付される書類）などがあります。

これらの書類に、年月日（投資報告書、精算書の作成日付）、株数（買付け累積株数や引出し（交付）株数）、取得に要した金額（簿価単価）が記載されていれば、当該書類は確認書類と認められることとなり、当該書類に記載されている年月日及び取得に要した金額に基づいて特定口座に入れられることとなります。なお、持株会事務局から交付された書類に年月までしか記載されていない場合には、当該月の1日を取得の日としても差し支えありません。

Q 3 8 . 株式累積投資により購入し、単元株になった上場株式をタンス株として保管しています。証券会社から交付された書類には、単元に達して保護預かり口座に移管された日と株式累積投資による平均購入単価が記載されていますが、確認書類として認められますか。

特定口座への受入れのための確認書類として認められます。この場合、株式累積投資により単元に達して保護預かり口座に移管された日を取得の日、平均購入単価を取得に要した金額として特定口座に受入れることが可能です。

Q 39 . 相互会社から株式会社に組織変更された生命保険会社より、新株割当て通知が送られてきました。そこには、組織変更日、割当株式数、新規上場の際の売出価額などが記載されていますが、特定口座に入れる確認書類として認められますか。

相互会社から株式会社に組織変更された生命保険会社から送付される新株割当て通知は確認書類として認められます。この場合、取得の日は組織変更日(株式会社となる日)、取得価額は新規上場時の売出価額となります。

Q 40 . EB 債の償還に伴い取得した上場株式等について償還の際の書類があれば、その書類により、タンス株として特定口座に入れることはできますか。

EB 債の償還により取得したタンス株については、一般的に、証券会社から、お客様の氏名、タンス株の取得の日、銘柄、数等が記載された書類が交付されます。この書類に記載されている取得の日をもって取得の日とし、その取得の日の市場価格の終値を基礎に計算された金額を取得価額として特定口座に入れます。

なお、確認書類の提出がない場合には、平成 13 年 9 月 30 日を取得の日とし、平成 13 年 10 月 1 日の市場価格の終値の 80%相当額を取得価額として特定口座に受入れることとなります。

Q 41 . 個別株オプション取引の権利行使・義務履行に伴い取得した上場株式等について、権利行使等の際の書類があればその書類により、タンス株として特定口座に入れることはできますか。

個別株オプション取引の権利行使・義務履行により取得したタンス株は、証券会社から交付されたオプション取引の権利行使・義務履行に係る上場株式等の取得に関する取引報告書等に基づき、権利行使価額にオプション料等を加えた価額を基礎として計算された金額を取得価額として特定口座に入れることができます。

なお、確認書類の提出がない場合には、平成 13 年 9 月 30 日を取得の日とし、平成 13 年 10 月 1 日の市場価格の終値の 80%相当額を取得価額として特定口座に受入れることとなります。

Q 4 2 . 私は、税制非適格ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を保有しております。これもタンス株として、権利行使日または取得の日により特定口座へ入れられますか。

税制非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式については、権利行使時に、時価と権利行使価額との差額について課税され、その時価が取得価額となることとされております。この場合、発行会社から、権利行使時に交付された書類として、権利行使日または取得の日が記載されていれば、この書類を確認書類として、特定口座へ入れることができます。また、取得価額は、権利行使日または取得の日の市場価格の終値を基に計算された価額となります。

なお、確認書類の提出がない場合には、平成 1 3 年 9 月 3 0 日を取得の日とし、平成 1 3 年 1 0 月 1 日の市場価格の終値の 8 0 %相当額を取得価額として特定口座に受入れることとなります。

Q 4 3 . 私は、擬似ストックオプションを権利行使し、現在、その上場株式を保有しております。これもタンス株として、権利行使日または取得の日により特定口座へ入れられますか。

擬似ストックオプションとは、旧商法のもとで、上場会社はその従業員等に対して交付をした新株引受権（旧新株引受権付社債のワラント部分です）を一般に総称したものです。

この擬似ストックオプションを権利行使すると当該上場会社の株式を取得することとなりますが、当該上場会社から権利行使時に交付された書類で、権利行使日、権利行使価額など、取得の日及び取得に要した金額が記載されているものがあれば、当該書類も確認書類として認められることとなります。

なお、確認書類の提出がない場合には、平成 1 3 年 9 月 3 0 日を取得の日とし、平成 1 3 年 1 0 月 1 日の市場価格の終値の 8 0 %相当額を取得価額として特定口座に受入れることとなります。

Q 4 4 . 発行会社に登録されている端株または単元未満株は、特定口座に受入れることは可能ですか。

タンス株とはお客様が手許に保管している株式のこととなりますので、端株原簿または株主名簿に登録されている端株または単元未満株は、特定口座に入れられません。

Q 4 5 . タンス株の特定口座への申込みから、特定口座に入るまでの期間は、実際にどれくらいかかりますか。

持ち込まれたタンス株については、株式分割など権利修正に伴う取得価額の調整などが必要となりますので、詳しくは、お取引先の証券会社にご確認ください。

Q 4 6 . タンス株の特定口座への受入れは平成 1 6 年 1 2 月末までと聞きました。実際には、いつまで申込みが可能ですか。

制度上、平成 1 6 年 1 2 月 3 1 日までの間で証券会社の営業日であれば申込みの受付が可能です。ただし、証券会社によっては取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはお取引先の証券会社にご確認ください。

以 上